

福祉医療費助成のための高額療養費等支給(不支給)について

裏面を確認していただき、必要事項を記入してください。

1 被保険者記入欄 (※受給者もしくはご家族様にご記入いただく欄です)

被保険者	氏名			生年月日	
	記号		番号		
受給者 (子ども医療の 場合は子)	氏名			生年月日	
	住所				
	受給者番号		対象診療月	年 月 分	

健康保険組合等が下記に記入した保険給付額を差し引いて福祉医療費を助成することを了承します。
また、みよし市が保険者に対して高額療養費の支給決定に係る医療費の情報を照会することに同意します。

被保険者(自署) _____

受給者名(被保険者と同じ場合は同上) _____

2 加入健康保険記入欄 (※加入健康保険の事務担当者の方に、上記の対象診療月についてご記入いただく欄です。)

① 高額療養費	高額療養費に該当しますか。		有・無		限度額区分	ア・イ・ウ・エ・オ		
	高額療養費該当有の場合は以下の詳細欄をご記入ください。該当無の場合は②付加給付に進んでください。							
	詳細	対象者氏名	総医療費	自己負担割合	自己負担額(現物)			
			円	割	円			
			円	割	円			
		合計	円	割	円			
高額療養費支給額	円	世帯合算	有・無		世帯自己負担限度額	円		
② 付加給付金等	付加給付に該当しますか。		有・無		有の場合	円		
	付加給付該当有の場合は以下の詳細欄をご記入ください。該当無の場合は③に進んでください。							
	支給基準	ア 月ごと イ 受診者ごと ウ 医療機関ごと エ 入院・外来・医科・歯科ごと オ その他()						
		※あてはまる基準すべてに○をつけてください。						
		自己負担額から()円を差し引いた額を支給 算出額が()円以内の時は不支給、算出額の()円未満は不算定						
	付加給付金等の回収を行いますか。							
<input type="checkbox"/> 回収する(市が自己負担分を助成)		回収予定年月日		年 月 日				
<input type="checkbox"/> 回収しない(市が自己負担分から付加給付金等を差し引いた額を助成)								
③ ご担当者名等	上記のとおり回答します。							
	年 月 日	保険者名						
	(宛先)みよし市保険健康課長		担当者名					
			電話番号					

(問い合わせ先) みよし市役所 福祉部 保険健康課 0561-32-8016(直通)

福祉医療費助成のための高額療養費等支給(不支給)確認書類の提出についてのお願い

- ◆ひと月にかかる医療費が高額になると、健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合があります。高額療養費等が支給される場合は、市は福祉医療費の助成として、医療費の自己負担額から高額療養費等を差し引いた額を被保険者に支給することになります。
- ◆自己負担額が20,000円以上の場合、福祉医療費の助成を申請される際には、高額療養費等支給の有無が確認できる書類を提出していただく必要があります。
- ◆下記のA、B、Cのどちらかのパターンになります。

A 支給決定通知もしくは不支給決定通知が発行されている場合

→支給(不支給)決定通知をお持ちください。**確認書類の提出は不要です。**

B 支給決定通知または不支給決定通知が発行されていない場合

→表面の「1被保険者記入欄」に記入していただき、「2加入健康保険記入欄」は加入健康保険組合等による記入・証明を受けていただきご持参ください。

C みよし市国民健康保険に加入している場合(又はA・Bの対応をしていただけない保険者の場合)

→表面の「1被保険者記入欄」にご記入の上、ご持参ください。

※市が高額療養費に該当するかの照会を行い、高額療養費に該当する場合は、先に国民健康保険の高額療養費支給申請をしてください。支給(不支給)決定後に福祉医療支給申請の手続きを行います。高額療養費の支給(不支給)がわかるのは診療月の末日から早くて3カ月後以降となります。

上記該当

A ・ B ・ C

総医療費(10割)			
ア 健康保険負担分(8割または7割)	受給者証使用によるみよし市負担分＝自己負担額(2割または3割)		
	イ 高額療養費	ウ 付加給付 ※保険者により異なる	本来みよし市負担部分

高額療養費、付加給付ともに支給された場合、福祉医療助成は**本来みよし市負担部分のみ**となります。

例：子ども医療費受給、自己負担限度額がエ、付加給付上限2万円の保険者、総医療費100万円の場合

ア 健康保険負担分：70万円【自己負担3割】

イ 高額療養費：242,400円【30万円－限度額57,600円】

ウ 付加給付：37,600円【30万円(3割)－242,400円(高額療養費)－20,000円(付加給付上限)】

本来みよし市負担部分：20,000円 ←福祉医療費の助成額となります

(裏面)